

京都府高等学校体育連盟研究委員会規程

(趣旨)

第1条 本規程は京都府高等学校体育連盟規約第14条の規定に基づき、研究委員会（以下「委員会」という）を設ける。

(目的及び事業)

第2条 本委員会は、研究発表に関わる次の事業を審議し、その事務を処理することを目的とする。

- (1) 研究発表事業の企画立案に関する事
- (2) 調査研究に関する事
- (3) 各専門部等に対する情報提供に関する事
- (4) その他上記項目に含まれない事業に関する事

(委員の選出)

第3条 本委員会は、次の委員をもって構成し、総務部会の議を経て会長が委嘱する。

- (1) 総務部長
- (2) 総務部調査研究委員長
- (3) 総務部調査研究委員
- (4) 理事長
- (5) 事務局長
- (6) 全日制課程専門部から選出された者 各専門部1名
- (7) 定時制通信制課程専門部から選出された者 2名程度
- (8) 両丹支部から選出されたもの 2名程度
- (9) その他会長が必要と認めた者

(役員)

第4条 本委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長は総務部長とする。委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。
- (2) 副委員長は総務部調査研究委員長とする。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

(役員任期)

第5条 委員及び役員任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された委員の任期は前任者又は現任者の任期とする。

(会議)

第6条 本委員会は、随時にこれを開催するものとし、そのつど会長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 本委員会は、必要に応じて関係者に出席を求め意見聴取することができる。
- 3 特別な事項が生じた場合、会長は臨時の会議を定め、招集することができる。

附 則

- 1 本規程は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第5条の規程は、平成9年4月1日から施行する。

平成17年5月13日（一部改正）